

令和4年9月29日

陳 情 文 書 表

建設・企業常任委員会

陳情番号	122	付議年月日	4.9.20
件名	葉山港の指定管理者候補選定の検証について陳情		
付議委員会	陳情者		
建設・企業常任委員会	※陳情者の個人情報については、個人情報保護のため、削除しています。		
<p>1 陳情の要旨</p> <p>葉山港の指定管理者候補はコンプライアンス上の重大な問題を抱えているため、選定プロセスを検証して下さい。</p> <p>2 陳情の理由</p> <p>令和4年9月5日の記者発表で、葉山港の指定管理者候補が選定されたことを知りました。しかし、当該事業者については様々な法令違反行為が発覚し、横須賀市から過怠金を徴収され県からも各種の指導を受けている事業者です。これは各種報道でも周知の事実です。</p> <p>県「港湾の設置及び管理等に関する条例」第20条では、指定管理者の指定の基準として「(3) 関係法令及び条例の規定を遵守し、適切な管理ができること。」と定めています。また、今回の指定管理者の募集に際しては、過去3年間に生じた重大な事故又は不祥事について応募事業者より報告する書式もありました。にもかかわらず、同社が選定されたのは極めて不自然であり、同社が法令違反行為を適切に報告していないか指定管理者選定審査委員会において法令違反行為を過小に評価されたとしか考えられません。</p> <p>同社は、議会が定めた条例を知りながら破り、占用料の支払いを逃れようとし、漁協を隠れみのにみんなの海を私物化してきた事業者です。この度の県議会令和4年第3回定例会で同社を葉山港の指定管理者として契約する議案が議決されれば、一種の「お墨付き」を与えることにもなります。そして「結局は、やったもん勝ち」となれば県の信頼性を揺るがします。また、遵法意識の低い事業者が指定管理者となることには、再び違反に手を染めて県の評判を下げるレピュテーション・リスクがあります。加えて、同社が法令違反行為を行ってきたことは既に新聞等で公知であり、コンプライアンスの観点から葉山港の利用を控える企業・個人も想定され、財務リスクも負うこととなります。</p> <p>何卒、同社の法令違反行為の数々を把握して選定プロセスを検証頂き、かしが^{とぞ}ないことを確認できるまでは議決なさらぬよう衷心よりかん言申し上げます。</p>			

陳情番号	1 2 3	付議年月日	4 . 9 . 2 0
件名	鎌倉市由比ヶ浜地下駐車場の地下2階駐車スペースの閉鎖時有効利用について陳情		
付議委員会	陳情者		
建設・企業常任委員会	※陳情者の個人情報については、個人情報保護のため、削除しています。		
<p>1 陳情の要旨</p> <p>鎌倉市由比ヶ浜地下駐車場は海水浴シーズンやゴールデンウィークなどの繁忙期を除いて、地下2階の駐車スペースを平日には閉鎖しているようです。</p> <p>そこで、閉鎖時の由比ヶ浜地下駐車場の地下2階を用途外で活用することをご提案いたします。具体的には、ラジコンカーのコース、卓球場、スケートボード練習場、ドローンレース場等の移動可能な構造物によって実現できる遊技場が考えられます。</p> <p>上記の例の構造物は、いずれも駐車スペースにして2～3台ほどの場所があれば集約して保管できます。</p> <p>地下2階閉鎖時には広く配置して遊技場として利用し、繁忙期には集約保管して駐車場営業の妨げにならないものと考えます。</p> <p>2 陳情の理由</p> <p>鎌倉市由比ヶ浜地下駐車場の地下2階は、100台ほどの駐車スペースを擁しているにもかかわらず、ゴールデンウィークや海水浴シーズンと土日祝日を除いて閉鎖されているように見受けられます。</p> <p>由比ヶ浜地下駐車場のように完全屋内で天井も高く、なおかつコンクリートで整地され空調も整っているという環境は探してもなかなか見つかりません、様々な利用方法が考えられ、閉鎖のままではあまりにもったいなく思われるのです。</p> <p>工夫次第で、マリレジャー以外の遊び場所が少ない鎌倉市の海沿いに、地域の子供も大人も遊べる場所を創出できると思われます。</p> <p>また、平日に地下2階を遊技場として開放することで、遊技場利用客による地下1階の駐車利用も増えることが期待され、収入面でも駐車場運営に貢献できると思うのです。</p> <p>私はスケートボード愛好家で、スケートボード練習施設が近所に欲しくて陳情しますが、他の用途でも構いません、駐車場の空きスペースを有効に利用していただきたいのです。</p> <p>ご検討いただけると幸いです。</p>			